

## 地方への人口環流の創出について

【担当省庁】 内閣官房、内閣府、総務省、農林水産省

### 地方への移住希望者をサポートするワンストップ型「移住・二地域居住促進センター」（移住コンシェルジュ）の創設等

◆ 地方への移住・定住を、国と地方が一体となって促進するため、地方への移住や二地域居住を希望する者が安心して移住等を決断できるよう、仕事、住まい（空き家）、教育、医療等の情報の提供や実効性のある権限を持って職業紹介業務、移住相談などをワンストップで行う機関が必要である。

このため、移住等に必要な手続きの代行や情報提供をワンストップで行うシステムとして「移住・二地域居住促進センター」（移住コンシェルジュ）を三大都市圏等（店舗型）やインターネット上に設置することとし、当該センターが移住等希望者に対し、就業支援・職業紹介、空き家等住宅の仲介等、移住等に必要なサービスを一元的に提供できる仕組みを制度化していただきたい。

※ワンストップ型「移住・二地域居住促進センター」（移住コンシェルジュ）の概要

- ・三大都市圏等に機関を設置し、移住等に必要な手続きの代行や情報提供を実施
- ・法人の新設又は既存団体（移住・交流推進機構等）の強化（職業紹介業務など実効性のある権限や財政支援を付与）を想定
- ・移住等希望者を都市から地方へ随伴して支援する「地域伴走型コンシェルジュ」（都道府県に数人程度配置）を配置し、手厚くサポート

### 企業や政府機関等の地方への移転促進

◆ 東京圏への過度の人口集中を防ぎ、地方への新しいひとの流れをつくるためには、地方における仕事の創出や消費を呼び込むことが必要である。

については、東京圏から地方へ本社等の移転等を行う企業に対する**国税・地方税の軽減制度等、企業の地方移転を促進する税制上の特別措置を創設**していただきたい。

また、税制上の特別措置に係る地方税の減収分については、**地方交付税による減収補てん措置の対象**としていただきたい。

あわせて、文化庁、観光庁などをはじめとする**政府機関等の地方への思い切った移転**をしていただきたい。

【現状・課題等】

◎ 京都府への移住の相談件数・移住世帯数

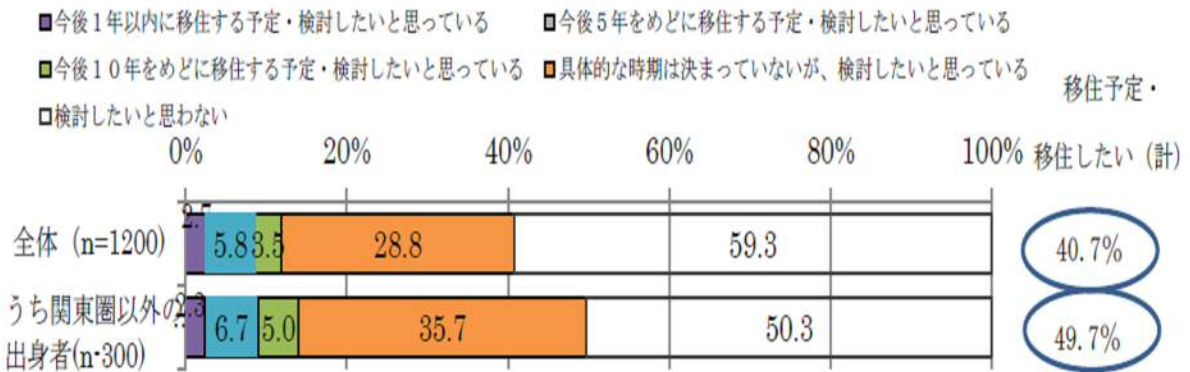
(「京の田舎ぐらし・ふるさとセンター」における把握数)

年 度	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	合 計
移住相談数	2 4 5	1 5 2	3 1 1	2 6 2	1 9 8	1, 1 6 8
移住世帯数	8	1 4	2 1	8	2 2	8 3
移住者数	1 7	1 4	3 7	1 7	3 5	1 2 0

※H26 は 8 月末現在

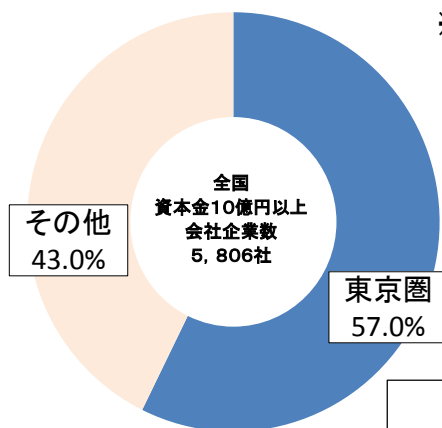
◎ 東京在住者の今後の移住に関する意向 (抜粋：まち・ひと・しごと創生会議(第1回 H26.9)の資料2)

【移住の希望の有無】



◎ 資本金 10 億円以上の会社企業数における東京圏が占める割合

※東京圏:東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県



総務省「経済センサス」(H21)より

【京都府の担当課】

政策企画部	戦略企画課	075-414-4334
総務部	自治振興課	075-414-4447
	税務課	075-414-4427
農林水産部	農村振興課	075-414-4906